

(委員会提出議案第3号)

平成25年3月19日

議長 新井正夫様

提出者	議会運営委員会
委員長	加賀崎 千 秋
副委員長	山 田 忠 之
委 員	栗 原 健 昇
〃	小 林 甚 一
〃	松 本 貢市郎
〃	桜 井 くるみ
〃	原 口 健 二
〃	守 屋 淳
〃	閑 野 高 広
〃	小 池 厚

議案提出について

平成25年第1回市議会定例会（3月19日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[委員会提出議案第3号] 熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

[理由] 常任委員会の名称及びその所管を改めるため及び
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成17年条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条第2号中「福祉環境常任委員会」を「環境産業常任委員会」に、「福祉部及び環境部」を「環境部、産業振興部及び農業委員会」に改め、同条第3号中「市民産業常任委員会」を「市民福祉常任委員会」に、「、産業振興部及び農業委員会」を「及び福祉部」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の第2条の規定による各常任委員会に付託されている事件は、施行日において、改正後の第2条第2項の規定による各常任委員会に付託された事件とみなす。
- 3 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる各常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、施行日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる各常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、この条例による改正前の熊谷市議会委員会条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

福祉環境常任委員会	環境産業常任委員会
市民産業常任委員会	市民福祉常任委員会